

平成28年6月15日

各位

会社名 株式会社ビューティガレージ  
代表者名 代表取締役CEO 野村 秀輝  
(コード番号:3180 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之  
(TEL. 03-5752-3897)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月15日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を本年7月27日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性及び透明性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

本年7月27日開催予定の第14期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目的)を変更するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監査体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ③ 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項を変更

案第24条第2項のとおり変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ④ 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第28条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- ⑤ 役付取締役について、取締役副社長を廃止するとともに、経営体制の一層の強化と充実を図るべく、新たにCFO、CIOの選任を可能とすること等を目的として、現行定款第21条第2項を変更案第20条第2項のとおり変更するものであります。
- ⑥ その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

## (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成28年7月27日

定款変更の効力発生日(予定) 平成28年7月27日

以上

(別紙)

現行定款の一部を次の変更案(変更部分は下線で示す)のとおりです

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ビューティガレージと称し、英文ではBEAUTY GARAGE Inc.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)理美容用品・<u>機器</u>の販売</p> <p>(2)理美容用品・<u>機器</u>の輸出及び輸入</p> <p>(3)理美容用品・<u>機器</u>の販売用店舗の経営及び経営コンサルタント</p> <p>(4)理美容室、<u>リラクゼーションサロン</u>等店舗のデザイン・設計・プロデュース</p> <p>(5)理美容室、<u>リラクゼーションサロン</u>の経営及び経営コンサルタント</p> <p>(6)理美容室、<u>リラクゼーションサロン</u>向けの顧客・販売等管理システムの販売</p> <p>(7)理美容室、<u>リラクゼーションサロン</u>向けの開業プロデュース</p> <p>(8)理美容室、<u>リラクゼーションサロン</u>向けの講習会の運営</p> <p>(9) 理美容室、<u>リラクゼーションサロン</u>向けの提携及び合併に関する仲介及びコンサルティング業務</p> <p>(新設)</p> <p>(10)インターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業</p> <p>(11)インターネットを利用した情報通信システムの企画・開発・設計・管理運営に関する業務</p> <p>(12)不動産の売買・賃借・管理及びその仲介</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 理美容<u>機器</u>・用品、<u>医療機器</u>・用品の<u>製造販売及び修理</u></p> <p>(2) 理美容<u>機器</u>・用品、<u>医療機器</u>・用品の輸出及び輸入</p> <p>(3) 理美容<u>機器</u>・用品、<u>医療機器</u>・用品の販売用店舗の経営及び経営コンサルタント</p> <p>(4)理美容室、<u>ビューティサロン</u>、<u>医療クリニック</u>等店舗のデザイン・設計・プロデュース</p> <p>(5)理美容室、<u>ビューティサロン</u>、<u>医療クリニック</u>等の経営及び経営コンサルタント</p> <p>(6)理美容室、<u>ビューティサロン</u>、<u>医療クリニック</u>等向けの顧客・販売等管理システムの販売</p> <p>(7)理美容室、<u>ビューティサロン</u>、<u>医療クリニック</u>等向けの開業プロデュース</p> <p>(8)理美容室、<u>ビューティサロン</u>、<u>医療クリニック</u>等向けの講習会の運営</p> <p>(9)理美容室、<u>ビューティサロン</u>、<u>医療クリニック</u>等向けの提携及び合併に関する仲介及びコンサルティング業務</p> <p>(10)<u>理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの販促支援及び広告代理業務</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) (現行どおり)</p>

<p>(13)不動産に関するコンサルティング業務</p> <p>(14)不動産に関する調査及び広告</p> <p>(15)融資の斡旋</p> <p>(16)古物商</p> <p>(17)店舗内装工事業</p> <p>(18)広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業</p> <p>(19)損害保険代理業</p> <p>(20)生命保険の募集に関する業務</p> <p>(21)一般及び特定労働者派遣業務</p> <p>(22)有料職業紹介業務</p> <p>(23)医薬部外品、化粧品の製造販売</p> <p>(24)前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(14) (現行どおり)</p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>(16) (現行どおり)</p> <p>(17) (現行どおり)</p> <p>(18) (現行どおり)</p> <p>(19) (現行どおり)</p> <p>(20) (現行どおり)</p> <p>(21) (現行どおり)</p> <p>(22) 労働者派遣業務</p> <p>(23) (現行どおり)</p> <p>(24) (現行どおり)</p> <p>(25) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第6条 当社の発行可能株式数は、21, 160, 000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年4月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(基準日) 第11条 (現行どおり)</p>

<p>(招集の時期) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるとき随時これを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役CEOが招集し、その議長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議要件) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示) 第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主総会において、株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(招集の時期) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議要件) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当会社に取締役8名以内を置く。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当会社に取締役(監査等委員である取締</p>

<p>(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p>役を除く。)8名以内を置く。</p> <p><u>2. 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>2. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p><u>2. 前項の規定による選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してする。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>2. <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役CEO、取締役COO各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、CEO、COO、CFO、CIO各1名、専務及び常務各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役CEOが招集し、その議</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

<p>長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. <u>取締役会の召集通知</u>は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のときには、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2. <u>取締役会の召集通知</u>は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>4. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会規程)</p> <p><u>第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第24条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>
--	---



<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数) 第23条 <u>当会社に監査役3名以内を置く。</u></p> <p>(選任) 第24条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期) 第25条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第26条 <u>監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第27条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集) 第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程) 第26条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 <u>賠償責任の一部免除</u></p> <p>(賠償責任の一部免除) 第28条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>2. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を、法令が定める範囲額で締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>	
<p>第7章 計 算 (事業年度) 第29条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当) 第30条 当社は株主総会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を支払うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第31条 期末配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</p>	<p>第7章 計 算 (事業年度) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第28条 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第29条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。 3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第30条 (現行どおり)</p>

(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、取締役会の決議をもって、第14</u> <u>回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監</u> <u>査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠</u> <u>償責任を、法令が定める範囲で免除することができ</u> <u>る。</u>